

# 【会議録】

|         |                                                                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名   | 第3回港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会                                                                                                              |
| 開 催 日 時 | 令和7年2月26日（水） 午前10時00分から正午                                                                                                                    |
| 開 催 場 所 | 港区役所 9階 研修室                                                                                                                                  |
| 委 員     | 出席者 5名<br>稗田委員長、佐藤（博）副委員長、佐藤（淳）委員、金子委員、坂本委員                                                                                                  |
| 事 務 局   | 防災危機管理室 危機管理・生活安全担当課長 堀、<br>防災課生活安全推進担当係長 竹内、生活安全推進担当 細野                                                                                     |
| 会 議 次 第 | 1 開会<br>2 第二次審査実施概要について<br>3 事業候補者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施<br>（1）B事業者（30分間）<br>4 第二次審査結果及び事業候補者の選定について<br>5 その他<br>6 閉会                        |
| 配 付 資 料 | （席上配布資料）<br>資料1 第二次審査実施概要<br>資料2 第二次審査採点基準表（B事業者分）<br>資料3 第一次審査・第二次審査集計結果（※採点終了後、机上配布）<br>参考資料1 第一次審査集計結果<br>参考資料2 事業候補者選考基準<br>参考資料3 仕様書（案） |

会議の結果及び主要な発言

|       |                                                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (発言者) |                                                                                                                                                                       |
| 委員長   | <p>1 開会<br/>(開会の挨拶)<br/>(事務局より配付資料の確認)</p> <p>2 第二次審査実施概要について<br/>(事務局より資料1～2について説明)</p> <p>3 事業候補者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施<br/>(1) B事業者(30分間)<br/>【B事業者のプレゼンテーション】</p> |
| 事務局   | 質問をお願いします。                                                                                                                                                            |
| A委員   | 各現場の外国人への対応は、どのような指導を実際に行っているのでしょうか。また、力を入れている点など、ご説明いただけないでしょうか。                                                                                                     |
| B事業者  | 特に六本木地区に関しましては、外国人の来街者が終日おりますので、基本的には弊社としては、外国人隊員を配置して、コミュニケーションを取れるような体制をとります。それ以外の新橋地区に関しましては、啓発用のリーフレットなど、多言語対応したものを活用させていただいて、啓発の方を行いたいと思います。                     |
| A委員   | 基本的には、外国人の指導員の方が対応しているのでしょうか。                                                                                                                                         |
| B事業者  | はい。六本木地区は、各班1名の配置で対応させていただきます。新橋地区に関しても、中国や韓国などアジア系の来街者の方が多いので、そういった外国人指導員を、配置させていただきたいと思います。                                                                         |
| B委員   | 段階的な指導、警笛を用いた厳重な指導ということでご説明いただきましたが、書面指導等に関してこれまでの実績や、今後、書面指導等についてどのように行っていくのか具体的なご提案があれば教えていただければと思います。                                                              |
| B事業者  | 基本的には回数です。口頭指導の回数を持って書面指導を実施します。加えて、その客引き行為の度合いです。確実にその勧誘行為が現認された場合は、その場で書面指導を行います。今回の本業務の目的の中に、客引き行為の減少と撲滅というのがありますので、そのような部分に関しましては、書面指導を積極的にやらせていただきたいと思います。       |
| C委員   | 客引き行為に対する効果的な指導方法の中で、何とか成果につなげたいという積極性が伺えて、評価したいと思います。質問としては、連携体制と情報共有の強化のところでご説明にもありましたが、「指導員と地域住民からの情報を活用して改善に努める」という例の中で、具体的にはどのように地域住民から情報や声を集めていくのでしょうか。         |
| B事業者  | 基本的には苦情・陳情・意見などを聴取して、そちらを指導に反映させるというのがメインになると思います。ただし、港区に関しましては、地域の町会自治会や商店会の方が参加されている生活安全活動の推進協議会で情報                                                                 |

|      |                                                                                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 共有させていただければ、そちらの指導の方にも反映できると考えており、基本的には地域住民の方とは、参加ではなくて参画と協働といったスタンスで臨ませていただきたいと思います。                                                                                                                        |
| C委員  | 客待ちのところで「警笛を用いて、強い指導とともに意見交換をしていく」とありますが、この意見交換とは、誰とどのような意見交換を意味しているのですか。                                                                                                                                    |
| B事業者 | 基本的には、その店舗事業者になりますが、最近では新橋地区や六本木地区において、客引き行為者やスカウト行為者の組織化が主に進んでると推察します。そのため、そのようなグループの長となる方、上長となる方に直接話をして、組織全体で、指導を行っていきたいと思います。                                                                             |
| C委員  | ピーク時と繁忙期に合わせた定点配置の1名増員というのは、経費には影響しないという理解でいいですか。                                                                                                                                                            |
| B事業者 | はい。従来の配置の中で実施して参りたいと思います。                                                                                                                                                                                    |
| C委員  | 人材の確保及び教育についてですが、非常に若年層の職員の採用の工夫があり、福利厚生なども記載があり、職員を大切にせる企業だと感じました。質問ですが、欠員対応に対してリスト化という表現をされていましたが、若干苦戦されてるようにも見受けられました。そのため、何か安心できるような具体的な欠員対応策を教えてくださいませんか。                                               |
| B事業者 | 補助要員のリスト化というところで、基本的には、弊社で複数の拠点を設けておりますので、そういったところの要員から欠員時に派遣するような形をとりたいと思います。そのためにも港区の関連業務や、客引き行為の指導に関する業務の経験者を、あらかじめ準備させていただきたいと思います。                                                                      |
| D委員  | 実際の現場で起こりうる、指導に応じなかったり、暴れたりなど、様々な事態になると思いますが、どのようなものを想定し、どのように対応しようと考えてるか、あれば教えてください。                                                                                                                        |
| B事業者 | 今までの実績になりますが、基本的には客引き行為者からの粗暴行為がありますので、そういったものについては、弊社の方ではその業務履行の確認として、ボディカメラを装着しております。そういったところで証拠保全し、記録させていただき、後日の事件化や、その後の対応をさせていただきたいと思います。                                                               |
| D委員  | 実際に事案が起きた際、どのように対応するかという想定はありますか。                                                                                                                                                                            |
| B事業者 | 基本的には相手の挑発に乗らないことや、適度の間合いを取るなどへの対応になります。あとは基本的には相手の人権ではないですけども、相手の気持ちを尊重した、対話を重視した対応をさせていただきたいと思います。また、そのような粗暴犯に対して、弊社の教育として、各指導教育責任者の中に、柔道、剣道等のいわゆる資格者や師範の先生もおられますので、月とか半月に1回は、集合教育という形で、護身用の訓練を皆がしている状況です。 |
| E委員  | 今の関連質問になりますが、安全対策に関して、ソフト面は分かりましたが、実際のハード面では、ボディカメラを装着しているだけなのでしょうか。何か他に工夫等はないのでしょうか。                                                                                                                        |
| B事業者 | 指導員に携行させるものですか？                                                                                                                                                                                              |
| E委員  | 例えば、警察では、耐刃防護衣というものを必ず着けて、業務をしています。                                                                                                                                                                          |

|      |                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | す。そういったものを装着してっていうようなことは、念頭にはないですか。                                                                                                                                                |
| B事業者 | そうですね。先ほどご説明させていただいたボディカメラもそうですが、基本的には「トラブルを未然に防止する」こととし、もし発生した場合は、ハード面ではないですが、多人数で対応するといった防護措置を取りたいと思います。                                                                         |
| E委員  | 今まで何もなかったから、恐らくそれで済んでると思いますが、危険な現場には必要ですね。なぜなら反社会勢力の人間がいたり、組織化が進んでいることから、何が起こるか分からないですね。訓練や指導も分かりますが、ボディカメラというのは、後の対応のための話ですね。現場で何か起きてしまったら、そちらの方が大変です。                            |
| B事業者 | 弊社は、制服もそうですが、海外のタクティカルギアメーカーの委託代理店もしておりますので、もしそのような防刃チョッキやベストも、一応、導入することは可能ですので、そういった面では、準備させていただきたいと思います。                                                                         |
| E委員  | そうですね。人を大切にするというところに、私はフォーカスしていただきたいと思いました。                                                                                                                                        |
| B事業者 | 港区の場合、先ほどお伝えした耐刃防護衣は、現在着けていませんが、状況によって、若干荒れてる他地区では、耐刃手袋を用意して業務にあたってるところもございます。                                                                                                     |
| E委員  | 港区だと、主に新橋や六本木になると思いますが、そのような認識は今のところないという認識でしょうか。                                                                                                                                  |
| B事業者 | 今後の状況に応じて考えます。                                                                                                                                                                     |
| E委員  | 現場に行っている者として、十分危ない場所であると思います。そのため、相反するかもしれませんが、そのような安全面を考えていただきたかったです。警察にとってボディカメラは非常に役に立つのかもしれませんが、1人の人間として現場に立ってる場合は、後手の話であるため、それ以上にしっかりとした装備をつけて、自信を持って業務を行うことが良いのではないかと私は考えます。 |
| B事業者 | そうですね。過去に路上喫煙を啓発指導した際、わざとではないと思いますが、吸い殻が手に触れる可能性もありましたので、そういった時には、厚手の手袋を着装させたこともあります。                                                                                              |
| E委員  | そのような点もご考慮いただければと思います。2つ目の質問です。発注者と協議が必要になると思いますが、仕様書では午後11時45分頃までの体制とありますが、変更することは可能ですか。仕様書では、「発注者と協議して対応するもの」とありますが、場所によっては24時以降が大変な地区もあるため、勤務体制の変更は柔軟に対応できるのでしょうか。              |
| B事業者 | 他の自治体様でも、繁忙期や繁忙時間帯っていうものがありますので、そちらの方は、柔軟に対応させていただきます。実際に1週間ほど、深夜帯を見て欲しいというご依頼が他自治体からありまして、そのときに1週間、客引きの状況等に関して、我々が深夜に入り、調べて、それを報告に上げたという実績もあります。                                  |
| E委員  | 最後に客引き等に対する認識で、若干引かかる説明がありました。道路使                                                                                                                                                  |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 用許可証を持っていたら、客引きを行っても良いという認識なのでしょう<br>か。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| B事業者 | 基本的に、あくまでチラシ配布について、道路使用許可の許可条件の中での<br>範囲であれば問題ないとは考えていますが、そういったところを隠れみのに<br>して、客引き行為を行いますので、そういったところを厳しく指導しており<br>ます。また、一応我々の方でも道路使用許可証というのは、警察が管轄だと<br>いうことは十分把握しており、実際の客引きのチラシ配りというのは道路使<br>用許可証がなくても実際にできるというのも、実際には、研修等でも行って<br>おります。ただし今、話がいったように道路使用許可証の有無の中でも、や<br>はり逸脱した行為というのがありますので、道路使用許可を任意ではありま<br>すが確認をしながら実施しています。                                                                                                                                           |
| E委員  | 道路使用許可は、客引きを前提として出していないですからね。場合によっ<br>ては、警察に様々な指導を仰ぎながら、そのような点も検討して欲しいと思<br>います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| C委員  | 全ての事業者と同じ質問をしています。「経験等で守り抜いていくような取り<br>組み、これは絶対に欠かさないという取り組み」と、加えて、今回、ここに<br>提案される中で様々な振り返りや検証をされたかと思いますが、「これを新た<br>にチャレンジしていきたい」というものを一つずつ端的に教えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| B事業者 | はい。追加提案の中でも説明させていただきましたが、客引きの組織化やネ<br>ットワーク化も大分進んでますので、今後、そのような情報収集に重きを置<br>きたいと思います。そういった意味でもその効果検証など、ICTを活用し<br>たデータ収集を強く押していきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| C委員  | 更にもう一つ挙げるとしたら何が挙げられますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| B事業者 | 客引きに対しては、引き下がらず、対面で強気で、指導していくことを理念<br>にしていますので、そこは引かないです。また、我々の活動というのはその<br>地域に住んでいる住民の方や来街者の安全安心を守るために、我々のパトロ<br>ール活動があると思っています。ただ、現状としては客待ちが他の自治体で<br>もかなり多く課題・問題化されております。それで今回は、我々の経験だと<br>警笛を用いることで、客待ちをしているものが周りから周知され、その場に<br>居にくくなり、移動せざるを得ないような状況にするために、今回新しくI<br>C Tもそうですが、警笛を用いるということも提案しています。やはり彼ら<br>彼女が客待ちをしているということ自体がそもそもの体感治安の悪化、低下<br>に繋がるわけなので、そういうところをなくしていき、最終的には地域に<br>住んでいる皆様、来街者の方たちの安全安心を守れるようになればよいか<br>と思っています。そして最後、街の価値を上げることに寄与したいと思っ<br>ています。 |
| C委員  | 積極的な強い姿勢を感じました。ありがとうございます。<br>【B事業者のプレゼンテーション 終了】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|      | 4 第二次審査結果及び事業候補者の選定について<br>(事務局より資料3について説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委員長  | 講評をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| E委員 | 質問した点を中心に、柔軟に対応できるのかというところも含めて採点をさせていただきました。若干安全対策については、しつこく私も言いましたが、これについては、今後、事業者が選定された後に考慮していただきたいと思います。                                                                                                                                                   |
| D委員 | 現場でどのようなことが起きるかをどの程度想定してるかについて、思ったより、危機感があんまりないのかなっていうイメージは正直持ちました。その分、自信がある印象を受けたので、若干心配なところはあります。しかし、総合的にやはり要点を押さえた提案と思いました。                                                                                                                                |
| A委員 | 積極性が見られ、実現性も高いと思いましたので、1番と2番のところは4をつけました。提案の発展性については、参画と協働の内容が、若干資料を見ても内容が薄かったので、今後もう少し頑張っ欲しいと思いました。ただ、熱意は非常に伝わってきました、今後の取り組みが期待できると思いました。                                                                                                                    |
| C委員 | 新しい試みで警笛とともに、その組織の方にアプローチして、対話を試みていくという姿勢は非常に期待したいと感じました。また、E委員とのヒアリングの中で、安全対策など、ヒアリング中で進化を感じ、自分の中では点数がそのヒアリングのやり取りで上がってきた部分もありました。最後にあった「街の価値を上げたい」というキーワードでも、事業者の積極性を、高く評価することができました。                                                                       |
| B委員 | 全般的に信頼できる内容だったと思います。質問に対してもきちんと誠実に回答されていたと思いますし、時間帯についても柔軟に対応するということが確認できてよかったかと思います。ただ3番の提案の発展性のうち、新たな手法というところで情報収集データの分析等というところを挙げられてましたが、若干物足りないと感じたため、ここは、今後更に積極的に取り組んでいって欲しいと思いました。ですが、熱意も伝わってきましたし、地域・来街者の安心安全という点など、目的を十分に理解していることが伝わってきたのでよかったと思いました。 |
| 委員長 | 全体の講評を踏まえて、追加で意見交換したい点はございますか。                                                                                                                                                                                                                                |
| C委員 | やり取りの中で、法人の部分と深夜帯の時間ですね。詳しく分析され、必要な時間帯等について把握されています。そのため、区としても予算の関係もありますが、補正予算や予算要求等を行い、仕様書を見直すことや、他の自治体で実施されているスポット的に行われるキャンペーンを行うなどの工夫をしていきながら、是非とも全力を発揮してもらいたいと感じました。                                                                                      |
| E委員 | この契約は、1年間の契約ですか。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局 | 単年度主義なので、契約上は1年間の単年度で契約になります。                                                                                                                                                                                                                                 |
| E委員 | 年度末に何か見直しも含めた、検討を行う機会がありますか。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | あります。所管課で予算要求時に仕様書の見直し等を行います。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委員長 | 他に意見はありますか。<br>(委員一同、意見なし)                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員長 | 他委員の意見を踏まえ、点数の修正はありますか。<br>(委員一同、点数の修正なし)                                                                                                                                                                                                                     |
| 委員長 | それでは事務局から再集計の結果の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | 再集計の結果、点数の変更はありませんでした。                                                                                                                                                                                                                                        |

|     |                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長 | 今の説明に対してご意見ご質問はございますでしょうか。<br>(委員一同、意見なし)                                              |
| 委員長 | それでは審査結果や各委員の皆様からのご意見を総括して当委員会としては、B事業者を事業候補者として選定することにいたします。よろしいでしょうか。<br>(委員一同、異議なし) |
| 委員長 | ご異議ございませんので、B事業者を事業候補者として選定することにいたします。                                                 |
| 事務局 | 5 その他<br>(事務局より事務連絡)                                                                   |
| 委員長 | 6 閉会<br>(閉会の挨拶)                                                                        |